

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱

一 被保険者証の廃止に関する改正規定の施行期日の改正

(番号利用法等改正法附則第一条新第五号及び新第一条の二関係)

1 番号利用法等改正法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）をいう。）のうち、被保険者証の廃止に関する改正規定の施行期日を「公布の日〔令和五年六月九日〕から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日〔令和六年十二月二日〕」から「公布の日から起算して一年六月を経過した日以降において別に法律で定める日」に改めること。

2 1の「別に法律で定める日」については、医療保険各法等の規定による電子資格確認による被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）であることの確認が安全かつ確実に行われるための環境整備の状況、被保険者等が療養を受ける際の医療保険の被保険者証等の利用の状況、医療保険の被保険者証等の廃止が高齢者及び障害者をはじめとする被保険者等に支障を及ぼさないようにするための施策

の策定の状況、医療保険の被保険者証等の廃止に関する国民世論の動向その他の事情を勘案して検討し、その結果に基づいて定められるものとする。

二 施行期日等

(附則等関係)

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 その他所要の規定の整理を行うこと。